

〔注〕平成19年3月から改正経過を注記した。

改正

昭和50年3月31日条例第12号  
昭和52年3月30日条例第13号  
昭和55年3月28日条例第9号  
昭和57年3月24日条例第12号  
平成9年3月27日条例第8号  
平成11年3月24日条例第9号  
平成19年3月27日条例第5号  
平成23年3月28日条例第7号

西尾市遺児手当支給条例

(目的)

**第1条** この条例は、遺児手当（以下「手当」という。）を支給することにより遺児の健全な育成を助長し、遺児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この条例において「遺児」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（同日以後引き続き中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の中学部に在学する者を含む。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 父又は母が死亡した者
- (2) 父母が婚姻を解消した者
- (3) 前2号に準ずる状態にある者で規則で定めるもの

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が遺児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(受給資格)

**第3条** 手当の支給を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 遺児を監護する父又は母
- (2) 父又は母が遺児を監護しない場合において、その遺児を養育する（遺児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）者

(申請及び審査)

**第4条** 手当の支給を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

2 市長は、申請のあったときは、速やかにその審査を行い可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(受給資格の消滅)

**第5条** 手当の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格を失う。

- (1) 遺児を監護し、又は養育しなくなったとき。
- (2) 本市の区域内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 遺児が父又は母の配偶者（規則で定める障害の状態にある者を除く。）に養育されたとき。
- (4) 遺児が養子縁組等により父母を得たとき。
- (5) 遺児が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者でなくなったとき。

(手当の額)

**第6条** 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は1月につき3,000円とする。ただし、当該受給者が監護し、又は養育する遺児が2人以上であるときは、3,000円にその遺児のうち1人を除いた遺児1人につき2,000円を加算した額とする。

(手当の支給方法)

**第7条** 手当は、申請した日の属する月の翌月から支給すべき理由が消滅した日の属する月まで支給する。

2 手当は、毎年3月及び9月の2期にそれぞれの当月分までを支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであった手当、又は支給すべき事由が消滅するまでの期間の手当については、支給期月でない月であってもこれを支給するものとする。

(支給の制限)

**第8条** 手当は、受給者の前年の所得が規則で定める額を超えるときは、その年の4月から翌年の3月までは支給しない。

(支給の取消し及び返還)

**第9条** 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の支給決定を取り消し、又は既に支給した手当の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 遺児の監護又は養育を怠っていると認めるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けたことが明らかになったとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(届出)

**第10条** 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 受給資格が消滅したとき。

(2) 遺児の数に変更を生じたとき。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者は、14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

**第11条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に手当の受給資格に該当している者が、昭和49年5月31日までに申請したときは、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和49年4月分から支給する。

(一色町、吉良町及び幡豆町の編入に伴う経過措置)

3 一色町、吉良町及び幡豆町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、編入前の一色町遺児手当支給に関する条例(昭和48年一色町条例第11号)、吉良町遺児手当支給に関する条例(昭和49年吉良町条例第18号)又は幡豆町遺児手当支給に関する条例(昭和49年幡豆町条例第10号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。

4 編入日前に編入前の一色町、吉良町又は幡豆町の区域内に住所を有し、この条例の規定による手当の受給資格に該当することとなる者が、平成23年4月1日から同年5月31日までの間に認定の申請をしたときは、第7条第1項の規定にかかわらず、その者に対する手当は、同年4月分から支給する。

附 則 (昭和50年3月31日条例第12号)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に手当の受給資格に該当している者が、昭和50年5月31日までに申請したときは、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和50年4月分から支給する。

附 則 (昭和52年3月30日条例第13号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月28日条例第9号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月24日条例第12号)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に手当の受給資格に該当している者が、昭和57年5月31日までに申請したときは、第7条第1項の規定にかかわらず、昭和57年4月分から支給する。

**附 則**（平成9年3月27日条例第8号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の西尾市遺児手当支給条例に規定する受給資格に該当しない者であって、改正後の西尾市遺児手当支給条例（以下「新条例」という。）に規定する受給資格に該当するものが、平成9年5月31日までに遺児手当の支給を申請したときは、新条例第7条第1項の規定にかかわらず、同年4月分の遺児手当から支給する。

**附 則**（平成11年3月24日条例第9号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月27日条例第5号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年3月28日条例第7号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

〔注〕平成17年3月から改正経過を注記した。

改正

昭和50年3月31日規則第8号  
昭和56年6月26日規則第20号  
昭和57年3月24日規則第11号  
昭和60年8月23日規則第22号  
昭和62年3月30日規則第14号  
平成9年3月27日規則第10号  
平成10年7月24日規則第25号  
平成11年3月24日規則第12号  
平成15年6月24日規則第23号  
平成17年3月25日規則第4号  
平成19年3月27日規則第16号  
平成24年3月28日規則第34号  
平成26年3月28日規則第15号  
平成27年12月25日規則第53号

西尾市遺児手当支給条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、西尾市遺児手当支給条例（昭和49年西尾市条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(遺児の範囲)

**第2条** 条例第2条第3号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上行方不明である者
- (2) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している者
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- (4) 母が婚姻によらないで、出生した者
- (5) 父又は母が別表に定める程度の障害の状態にある者

(申請)

**第3条** 条例第4条第1項の規定により手当の支給を受けようとする者は、遺児手当認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) その者の属する世帯全員の住民票の写し
- (2) 養育者が遺児を養育しているときは、遺児を養育することを証明する書類
- (3) 前条各号のいずれかに該当するときは、その事実を証明する書類
- (4) 所得状況届
- (5) 遺児が18歳に達する日以後の最初の3月31日以後引き続き中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の中学部に在学するときは、在学証明
- (6) 父又は母が遺児と同居しないでその遺児を監護しているときは、その事実を証明する書類

2 前項の規定にかかわらず、手当の支給を受けようとする者が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当又は愛知県遺児手当支給規則（昭和45年愛知県規則第30号）の規定による遺児手当の受給資格等の認定申請に併せて同項の規定による申請をするときは、同項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(障害の状態)

**第3条の2** 条例第5条第3号の規則で定める障害の状態にある者は、別表に定める者とする。

(所得の基準)

**第4条** 条例第8条に規定する所得の額は、愛知県遺児手当支給規則第6条の3に規定する額とする。

(認定及び認定申請却下の通知)

**第5条** 市長は、受給資格の認定をし、又は受給資格がないと認めるときは、遺児手当認定通知書又は遺児手当却下通知書を当該申請者に交付する。

(手当の額の改定の申請及び届出)

**第6条** 手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)に新たに監護し、又は養育する遺児があるに至った場合は、遺児手当額改定申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 受給者は、その監護し、又は養育する遺児の数が減じた場合は、速やかに遺児手当額改定届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(手当の改定)

**第7条** 市長は、手当の額を改定したときは、遺児手当額改定通知書を受給者に交付する。

(氏名等の変更の届出)

**第8条** 受給者は、氏名又は住所を変更したときは、14日以内に次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 変更前及び変更後の住所並びに変更の年月日

(2) 監護し、又は養育する遺児の氏名

(受給資格喪失の届出)

**第9条** 受給者は、条例第3条に規定する支給要件に該当しなくなったときは、速やかに遺児手当資格喪失届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(所得状況届)

**第10条** 受給者は、毎年8月1日から同月31日までの間に前年の所得について遺児手当所得状況届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(支給停止の通知)

**第11条** 市長は、前条の届出により条例第8条に該当することになった受給者に対して、西尾市遺児手当支給停止通知書を交付する。

(死亡の届出)

**第12条** 条例第10条第2項の規定による受給者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出することによって行わなければならない。

(1) 氏名

(2) 死亡した年月日

(3) 監護し、又は養育していた遺児の氏名

(受給資格喪失の通知)

**第13条** 市長は、受給者の受給資格が消滅したときは、遺児手当資格喪失通知書をその者(その者が死亡した場合にあっては、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者)に交付するものとする。

(委任)

**第14条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月31日規則第8号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年6月26日規則第20号)

1 この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年3月24日規則第11号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年8月23日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の西尾市遺児手当支給条例施行規則の規定は、昭和60年8月1日から適用する。

附 則(昭和62年3月30日規則第14号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月27日規則第10号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年7月24日規則第25号)

- 1 この規則は、平成10年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において、遺児手当の支給要件に該当すべき者（第2条第4号の改正規定により新たに遺児手当の支給要件に該当すべき者となるものに限る。）は、施行日前においても、施行日においてその要件に該当することを条件として、遺児手当について西尾市遺児手当支給条例(昭和49年条例第5号)第4条第1項の申請の手続をとることができる。

**附 則**（平成11年3月24日規則第12号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成15年6月24日規則第23号）

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

**附 則**（平成17年3月25日規則第4号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月27日規則第16号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月28日規則第34号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

**附 則**（平成26年3月28日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成27年12月25日規則第53号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

#### **別表**（第3条の2関係）

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下の者
- (2) 両耳の聴力損失が100デシベル以上の者
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有する者
- (4) 両上肢の全ての指を欠く者
- (5) 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有する者
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有する者
- (7) 両下肢を足関節以上で欠く者
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上ることができない程度の障害を有する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有する者
- (10) 精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有する者
- (11) 傷病が治らないで身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有する者であって市長が定めるもの

**様式第1号**（第3条関係）

**様式第2号**（第6条関係）

**様式第3号**（第6条関係）

**様式第4号**（第9条関係）

**様式第5号**（第10条関係）